

育児・介護休業法 + α - 第12回 -

事務所だより

第33号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

介護休業制度のあらまし

介護休業制度とその他の支援制度

病気やケガ、精神疾患等によって二週間以上常に介護を必要とする“要介護状態”にある家族の介護を行うため、一定の期間仕事を休業することができる制度です。

この制度は、育児・介護休業法（正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます）の中に定められ、「仕事と家族の介護」の両立を目的としています。

介護休業制度のほかいくつかの支援制度があります（別表参照）。労働者が介護休業をとらないまま仕事を続けることを選択した場合でも、仕事が過度の負担とならないように、会社（使用者）は適切な対応をしなければなりません。

労使双方がそれぞれの制度を正しく理解し、実施に伴う諸条件を整備した上で、うまく組み合わせて仕事と介護の両立を確保しましょう。

次回は、まとまった休業が可能な介護休業制度の内容を掲載いたします。



制 度 名	制 度 内 容
介護休業制度	要介護状態（注1）にある対象家族（注2）の介護を行うために休業を取得できる制度
介護休暇制度	要介護状態（注1）にある対象家族（注2）の介護や世話をを行うために休暇を取得できる制度 常時100人以下の労働者を雇用する事業主には、平成24年6月30日まで義務化を猶予しています。
時間外労働を制限する制度	要介護状態（注1）にある対象家族（注2）を介護する労働者が介護のために請求した場合に、1か月24時間、1年150時間を超えて時間外労働をさせてはならない制度
深夜業を制限する制度	要介護状態（注1）にある対象家族（注2）を介護する労働者が介護のために請求した場合に、午後10時～午前5時（深夜）において労働させてはならない制度
所定労働時間の短縮措置等	常時介護を必要とする対象家族（注2）を介護する労働者（日々雇用を除く）について、対象家族一人につき要介護状態ごとに連続する93日（介護休業した期間があればあわせて93日）以上の期間において、次のいずれかの措置を講ずる義務 ・所定労働時間を短縮する制度 ・フレックスタイム制 ・始業時刻や終業時刻の繰上げ・繰下げ ・労働者が利用する介護サービスの費用の助成、その他これに準ずる制度
小学校就学の時期に達するまでの措置	家族を介護する労働者に関して、介護休業又は所定労働時間の短縮措置に準じて、その介護を必要とする期間や回数等に配慮した必要な措置を講ずる努力義務

（注1）病気やケガ、精神疾患等によって2週間以上常時介護を必要とする状態のこと

（注2）配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、同居しかつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫

外来診療時の自己負担額が軽減

平成二十四年四月一日

スタート

高額な診療費や薬剤費等がかかる患者への医療機関等の窓口払いを軽減するために、従来の入院療養に加えて、外来療養についても高額療養費（※）の自己負担限度額までにとどめる取扱い（以後、「現物給付化」と表記します。）が導入されることになりました。

平成二十四年四月一日より、同一の保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者で同一月の窓口負担が高額療養費の自己負担限度額を超える場合に適用されます。

なお、適用を受ける場合は、加入している健康保険の保険者（けんぽ協会、健康保険組合、各市区町村等）へ事前に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請を行い、認定証の交付を受けておくことが必要です。

（※）高額療養費：医療費の自己負担額が高額となった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻される制度のこと。

《現物給付化の適用を受けるための証》

年齢	区 分	名 称
70歳未満	一般 上位所得の方 (月収53万円以上の方など)	限度額適用認定証
	低所得（住民税非課税の方）	限度額適用・標準負担額減額認定証
70歳以上	一般 現役所得の方 (月収28万円以上の方などで窓口3割負担の方)	高齢受給者証
	低所得（住民税非課税の方）	限度額適用・標準負担額減額認定証

どのようなケースに適用されるのか

「限度額適用認定証」等を提示したからといって、すべての外来診療時に適用されるわけではありません。どのような

うな場合に適用されるのか、厚生労働省が想定したQ&Aを参考に解説いたします。

Q1 同じ月に複数の医療機関等を受診した場合に適用されますか？

A1 それぞれの医療機関等ごとに外来の高額療養費を算定しますので、高額療養費の自己負担限度額を超えない限り窓口で適用されません。

なお、病院グループ間で受診しても、それぞれ別の医療機関となります。

Q2 同じ月に一つの医療機関内にある内科と歯科を受診した場合に適用されますか？

A2 それぞれ内科と歯科ごとに外来の高額療養費を算定しますので、高額療養費の自己負担限度額を超えない限り窓口で適用されません。

Aさんのケース

年齢：七〇歳未満、

区分：一般（自己負担額三割）

・ A病院（内科・外来診療）：

総医療費二〇万円、

自己負担額六万円

・ B薬局（A病院投薬分）：

総医療費一〇万円、

自己負担額三万円

・ C病院（眼科・外来診療）：

総医療費一〇万円、
自己負担額三万円

・ B薬局（C病院投薬分）：

総医療費四万円、

自己負担額一万二千元

・ A病院（歯科・外来診療）：

総医療費一〇万円、

自己負担額三万円

このケースでは、高額療養費の自己負担限度額を超えていないため、A病院・C病院それぞれの窓口では現物給付化の対象とはなりません。

（※）このケースでは、後日、保険者に高額療養費の申請を行い、高額療養費の支給を受けることになります。

今後追加等が発表されましたら、随時掲載いたします。



二月の労務手続
「提出先・納付先」

一〇日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有

期事業を開始している場合）

「労働基準監督署」

二十九日

○じん肺健康管理実施状況報告の提出 「労働基準監督署」

○健保・厚生保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

編集後記

いよいよ社会保険を盾に本格的な消費税増税の音が聞こえてきました。消費税増税によって、どの程度国民への社会保険・サービス向上に寄与するのか、疑問符が打たれます。

どうやら「財政不足」を増税で補う発想は、政権交代しても引き継がれるようです。

（きん）

藤田社会保険労務士事務所

京都市伏見区小栗栖南後藤6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611

E-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com